ＩＴ重説に関する同意書

〇〇一級建築士事務所開設者 御中

私 （以下「建築主」といいます。）は、建築士法第24条の7第１項に基づく重要事項説明に関し、ITを活用した方法で実施すること（以下「ＩＴ重説」といいます。）に同意し、また、下記の事項を確認しました。

＜前日までの確認事項＞

① 建築主において、ＩＴ重説を実施するために必要な IT 環境（映像や音声について双方向にやりとりできる環境）が十分にあること。

② 貴所（所属建築士）から事前に重要事項説明書が郵送で交付されること。

③ IT重説は、事前に日時を調整した上で実施すること。

＜当日の確認事項等＞

④ ＩＴ重説に際して、事前に、映像が視認できるか否か、双方向でのやりとりができるかどうか等、双方が適切なIT環境下にあるかを確認すること。

⑤ 貴所所属建築士において、IT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で、建築主の本人確認、並びに、建築士免許証明書等を提示して建築士の資格の確認を行うこと。

⑥ 前各項の確認を実施した後、貴所所属建築士にて、テレビ会議等の画面上でIT 重説を行うこと。

　　年　　月　　日

住所：

氏名：